

様式第1号（第4条関係）

田原市戸別受信機貸与申請書

年　月　日

田原市長

申請者（戸別受信機の貸与を希望する者）

住 所	〒 田原市		
フリガナ			
氏 名			
生年月日	□大・□昭・□平	年	月 日
電話番号			

田原市防災行政無線戸別受信機の貸与を希望しますので、田原市防災行政無線戸別受信機の貸与に関する要綱第4条の規定により申請します。

【無償貸与の対象者となる条件】 該当する項目にチェック☑してください

1～4の いずれに も該当す ること	1	<input type="checkbox"/> 田原市内に住所を有し、居住している。
	2	<input type="checkbox"/> 世帯にスマートフォン、タブレット端末、携帯電話、その他これらに類するモバイル情報端末を持っている者はいない。
	3	<input type="checkbox"/> 満65歳以上の者のみで構成される住民税非課税世帯である。 ※介護老人保健施設などに入所している者は対象外
		<input type="checkbox"/> 世帯に身体障害者手帳（聴覚・視覚）の交付を受けている者がいる。 (対象者氏名：)
	4	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯である
	<input type="checkbox"/> 裏面の注意事項について了承し、申請内容の確認のため、住民基本台帳等を閲覧することに同意します	

代理人（申請者から依頼を受けた者）

住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ 〒	電話番号	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ
氏名		申請者との 関係	

受取希望場所	<input type="checkbox"/> 田原地区	<input type="checkbox"/> 赤羽根地区	<input type="checkbox"/> 渥美地区
今後の連絡先	<input type="checkbox"/> 申請者	<input type="checkbox"/> 代理人	

注意事項

- 1 貸与する戸別受信機の台数は、1世帯あたり1台限りとする
- 2 戸別受信機の貸与を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 戸別受信機の適切な使用及び管理に努めること。
 - (2) 戸別受信機を故意に損傷し、又は紛失しないこと。
 - (3) 戸別受信機を譲渡し、貸付し、売却し、交換し、又は担保に供してはならない。
 - (4) 戸別受信機に故障等が発生した場合は、直ちに市長に届け出なければならない
- 3 戸別受信機の使用に係る電気料金、電池の費用、その他戸別受信機の使用及び維持管理に要する費用は、使用者の負担とする。
- 4 使用者の故意又は過失による戸別受信機の損傷、紛失又は故障が生じた場合の修理等に要する費用は、使用者の負担とする。
- 5 使用者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、速やかに田原市戸別受信機返還届（様式第2号）を市長に提出するとともに、戸別受信機を返還しなければならない。なお、返還に要する費用は使用者の負担とする。
 - (1) 無償貸与の対象者となる条件に該当しなくなった場合。
 - (2) 戸別受信機を使用する必要がなくなった場合。
- 6 戸別受信機の耐用年数（5年）を経過した場合においては、戸別受信機の返還を免除する。
- 7 耐用年数経過後も、戸別受信機が正しく動作する場合においては、新たに貸与の申請を行うことはできない。
- 8 市長は、使用者が無償貸与の対象者となる条件に該当しなくなった場合、又は2に掲げる事項に違反したと認められる場合は、当該使用者に対し戸別受信機の返還を命じることができる。
- 9 使用者は、本申請書で届けた申請者の内容に変更が生じた場合は、速やかに田原市戸別受信機申請事項変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- 10 戸別受信機の使用に伴い発生したトラブル、損害等については、使用者が解決する、又は負担するものとし、市は一切その責任を負わないものとする。
- 11 市長は、防災行政無線の運用が終了した場合等により、戸別受信機の運用を終了することができるものとする。

担当者確認欄

- 現住所は田原市内
65歳以上のみで構成される住民税非課税世帯 介護老人保健施設などに入所していない
世帯に聴覚および視覚の身体障害者手帳を受けている人がいる
生活保護世帯

確認日： 年 月 日